

要再開 決判 月 日
照相 土 一月三十日
警保局檢察課第三號
警保事務課長
事務官
219

司 媚妓が自由席車之内に媚妓ト樓主
間、問題、対し警察署尙可ハ其ノ職務
執行方法ヲ設レルニ付謝罪文ヲ交付
セヨト有ニ民事訴訟ニ因ニ申

内 人
文書印

三月
第一

號
款
日
月
日
月
日
日
日
月
日

大昭市某城邑也生野町一丁目六十四番
地岡野田馨方金井鉄三助等
内裏天下外主云々被先トシテ標記、件
書有三人不共取、儘十二月十三日又同
十六日、兩日口頭年譜ヲ有レ同
十六日

直之、如キ判決言候リス

主文

原告告、請求之ヲ棄却ス
訴訟費用、原告、負担トス

有略

理由

按スルニ官吏ニシテ夫レ夫レ原告主張
1如キ官職ニ在ル被告等が仮ニ原告
主張、如ク其ノ職務ヲ懈怠シ原告
代理權ヲ侵害シエリトスルモ我法制ニ

於テハ之、付被告等ハ民法上其、責任
セサルモノナルノミナラス金銭賠償主義
ヲ拂リタル我民情ハ代理權、侵害
付原告主張、如キ賠償方法チ認メ
サルカ故ニ原告ノ本訴請求ヲ失當
トシテ棄却ス、キモトレ民事訴訟
第八十九條、從ヒ主文、如ク判決レタリ

参照

第八十九條 訴訟費用、敗訴、審事者、負担上

尚原告金井、控訴期間、最終日タル

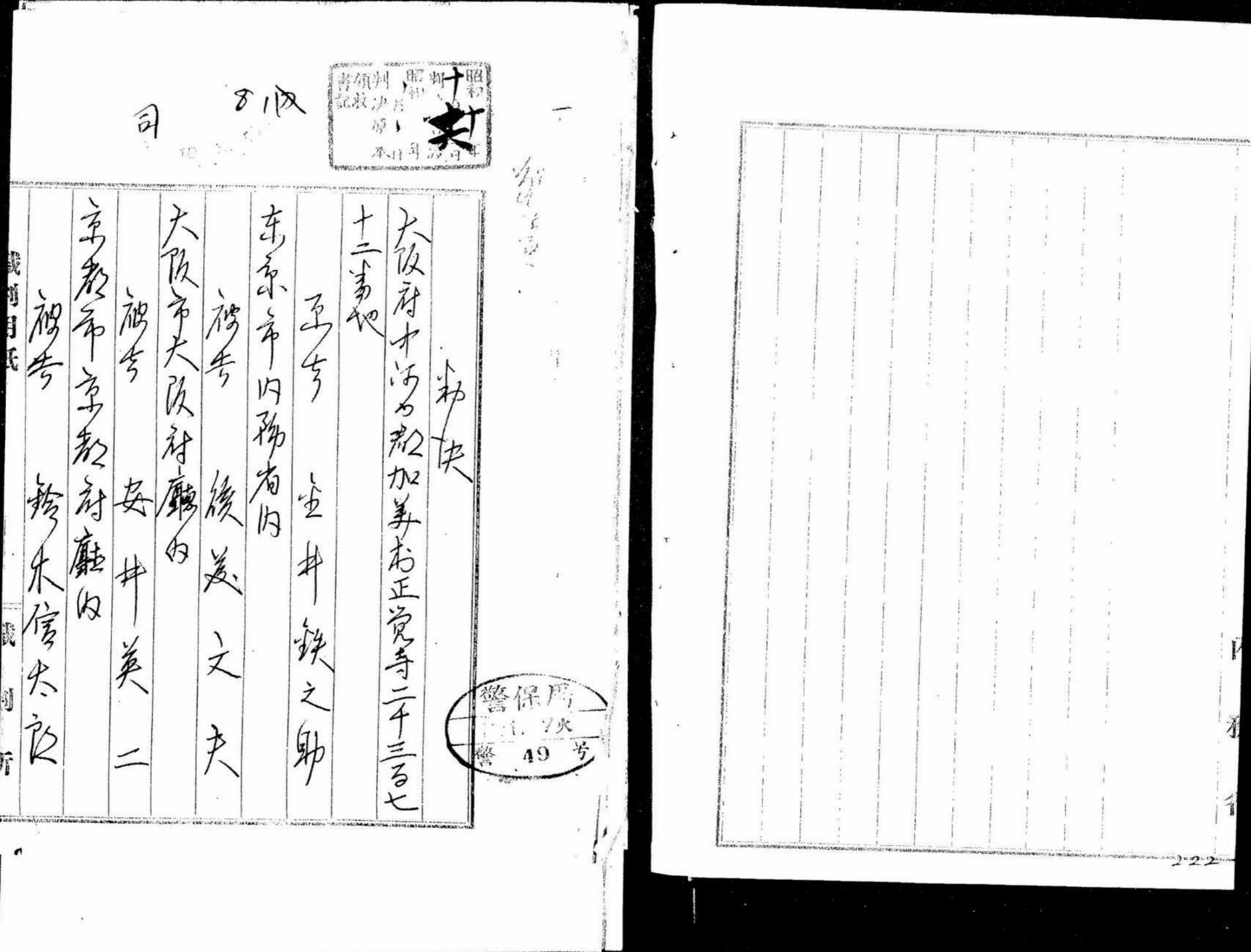
第百零二条 指定代理人の訴訟
内に之ヲ提起する事、但し其一回

控訴権をもつて控訴、效力ア妨ヘリ

前項、期定不來期下ト

參照

昭和十一年一月七日大阪地方裁判所
控訴レタリ



右訴訟代理人 渡辺 一大

京都市下京区七条警署内

被考

渡辺 一大

大阪市東住吉鶴橋警察署内

被考

東野 茂年

右訴訟代理人 園田 忠義

大阪府中河内郡八尾警察署内

被考

繩田 勝

右当事者間、昭和十年八月二十九日訴訟文

文請求事項に付当該費用一八九九円左如

主文

原告、請求の事棄却入

訴訟費用八百三十員担ト入

事實

原告、被告等、様式隨用紙八枚
用毛筆ヲ以テ認大判自署捺印シテ作成
謝狀内務大臣より被告復送文夫大阪府大
臣より代理人取手他、被告等自身等
方到り陳謝、意を表す所告ニ手交入シ

謝文

炎陵力援伍應援セラレシ池田千鶴子陵ノ婚故娘某
廢業ハ婦女、貞操保持ト共ニ公序良俗及社會
人道上ニ於子モ顧フ可ナリ而テ廢業申候ニシ
テ、金ウ合法的ナルニ拘テ大抵考每有之警察率
署長トニテ保安ノ伍ニヨル地位ニ至リ乍ラ職務
怠慢ヨリ抱主貸産敷案後因ソミカ情夫ノ事西
田章三郎生父ヲシテ炎陵ニ付シ甘言説惑強説
威迫ヲ為サシメ加フルニ誤知田章三郎等力下破
警率署員ト情実ヲ詰ヒ十數名ノ無賴ノ徒

ヲ指揮シ池田千鶴子陵ノ廢業防害ヲ避ケル為
大寔母死ニ寄寓中ヲ累力シ為ニ依リ勝手
諸棉シ内務省令始被取拂規則ナキ未遠
反、所業ニ云リルヲ抑止シ得久然シ或八間接シ
之ヲ援乞、結果ヲ招來政シ嘗後ノ援乞ヲ為
テ疎闊不至至リシハ申訣無之職務多優甚
教ウ席毛政府一官吏トシテ歎愧ニ堪ヘ入自今
新ル御迷惑罹近サシ根心哉ノキニ付御寛
容被遊度茲ニ謹シテ陳謝候

京都市警察率署長

波邊一大、官所

大坂府管領兼幕長

森秀茂
年印

大坂府八尾警寧署長

繩田
薄印

松者等八

右三知、監察改上、鐵物ヲ營替不キ
地位ニ至リ乍ラ友更尔務紀律計一策
十六年、主旨勵テヲ懈怠乞其、仕務ヲ
完行セサリシ猪俣貴政、計之甚教キ

迷惑ヲ及シタル般恐縮ニ堪ヘズ將來研
少教令ニカラシメン事ヲ訓スアリ候茲ニ謹
ニテ陳謝、意ヲ表シ外

月
六内務大臣 植木文次
大印大坂府知事 岩井萬二
大印主教督事 鈴木信太郎
大印

主教督事

許証費用ハ被考年一頁控下不トノ御決
承メテ一説在手因トニテ而考入人道上及

宗教上、信念之鑑文角字廢物運動事

居レルモ、神秀等ハ高更ニテ、神秀役角文

大内御大臣同安井某ハ大阪府知事

同移朱信太郎ハ京都府知事同渡近一天也

父孫繁寧署署長同妻久義長市、鎌倉守

寧署署長同鎌田薄八尾警寧署署長、職乞

車ルモ、トヨ城野平、九月辛未、京教布

七車御代貸庄教第候リミナガテ、女

名リ市丸、名幸、一、姑姑娘第候リ居レル許

お代田千路子人丁考ニ計、許外職、同口市

ト家庭ヲ持、千度故娘妹病業ヲ麻寧立度、
之カニ手續ヲ為シ、吳レ度旨依頼、之カニ手續ニ
付、代程取引付與シタルト以テ、平吉人古子路子
チニテ同月二十日、不歸署アル七車御、寧署、
署長被テ渡近一天也、計、之姑故娘弟候ル爲
門在子鶴子一氏名前傳升、申詔書ヲ持去
、直至子鶴子、神秀後、署署長、計、之古子路子
子、度第、引神秀接えヘ、尚半路子引、代程取

ラ共ヘラレタル旨申出テノリ、然ル同月平官
詔御内御内事多外御、詔御内事ナリ、
代人トニテ所ガニ事ノ千鶴子、身柄
引取リ又交渉シタリ、以テ之ヲ拒絶シタリ、
「殺戮回或ハ越程的」或ハ威嚇的、身柄ヲ要
求シテ止マス旦千鶴子、而今シ度旨申三丁
タルナシ同月平官被テ支那薄物警察
署長ニ付シテ賄賂ニ付スル乎戒令、施有メ
ヲ懲罰シタル上、至キハ千鶴子ニ付シ許行
勅内幸ニ即ニ而食スヘキ旨御告ニタルモ、千鶴
子

子之ニ應セサリシトコロ詔、外西田幸三郎人、許行
職内市一母リシテ右近市ニ付ヘル者也、人
保護取天王寺尊、窮羅、程山セシテ坂
警察署刑事池田某市右近市、松東ニ赤、
ニ南毛吉幸三郎の數名人之二同伴シテ許行
寫本前大領方ニエリ同おニ居タル千鶴子
ヲ連セサントタルモ拒絶セラキリシカ也、後
同月二日移樽、率御署巡査某人右幸三
郎等ト右鳥井大領方ニエリ、千鶴子ヲ連シ
シテ移樽、率御署内勤尊教補甚引渡シ

タルトヨ右尊教神八千鶴子ニ付シ直ニ傳事
吉私ノヘキ旨強調シ暗ニ書シテ等ヲ擁護シ
又左幸三郎等八千鶴子ニ付シ節約後毎ツ
ミオニ歸ルヘキトヲ说得シタ先千鶴子ハ頑強ニ
之ヲ拒ミテ然ルニ左尊教神カ退席シテ
ヒ降千鶴子力尊教署ヨリ戸内ニ去ツルヤ
許カ西田峰太郎外一名八千鶴子ヲ豫テ同
意シ黒キタル自動車カ二枚キ込ニ荷物セシ
トニ先モ許外職自己市及尊教ニ阻止セラレシ
1月的ニ達支再ニ同尊教署内ニ入りタクニ

巡查部長田中某八千鶴子ニ傳事ノ返済
迫ヒテ以テ至多八年後吉同様ニテ出頭シ
交渉、上半身等ハニ事歸宿未得タ
ヒ力取多弊害、寧友ノ偏頭十川ノ御八罪
意在教會署長ナレ被亨東久野署長ノ
空一職務ヲ懈怠シ適當一取締ヲ有ササ
ニ基因大而ニ其ノ後引接キ交渉リ重ヌ
ル内許外山陽淳三八千鶴子一為ト畫カシ
居ルニ許カ吉川四七ニ付シ宣教報記ト記
入セル被亨鍵八尾尊教署長ノ如刺

示之于千鶴子。其不強固之態度、而至夕
方折り名刺ヲ交付するニ付テハ被子鑄
田畠長ニ職務懈怠、妻アリト大折クテ次
洋スルを經付カト被子後邊七角屋宇
長人守一職務ヲ怠リテ娼妓如麻居落得
弓千鶴子ノ氏名ヲ削除セし之ヲ遷延不肖
同子十月十日訴が御事審令如人所敷
名ト共ニ訴外署本部於此方にて内乱入シ
同房二居タリ千鶴子ヲ奪取シ自勤車三
許外候田リミ方ニ説拂ミ。以上叙述

如ク而告ハ被子度辺未永及鑄田久男
長丸生一敏家畠長トニテノ職務ヲ懈怠
トシテ弓千鶴子ノ一姓ハラタル娼妓如
麻廣尾ノ間久レ成程取リ復官セテヒニ至
リタルカ左信秀ナリ。傍人之力監督、併ニ車
レ被告安井大波村勘事同鑄未事發
序御事及被子收存の事火臣力守
職務ヲ懈怠シ於干學我ガフ急リ乞
了モ基因スルカ故ニ被子年々熟レモ而
告成御放シ復秀ニシタ多存其ノ責

二條也サムヘカシム仰テ、被告年々付シ被告人
趣旨証載、始キ謝和狀一文付キオムハ有
人車訴ニ及ヒナリトト陳述ナリ

被告鎧本信太郎訴訟代理人祐吉渡
里一吉及被告赤堀永茂市訴訟代理人及
被告錦田將八致モ原告、請木人立ツ葉却
不ト判決而大谷年上三丁被告等力官方ニシ
原告主張、如中官職ニ在ルトハ之ヲ認ムルモ
其ハ、原告主張事実ノ不知ト申ヘタリ
被告後藤文夫、被告安井良二、本件に

頃年端期白ニ云類文

理由

被告年々付シ夫レ夫レ至多主張
如中官職ニ在ル、被告年々付シ主張
如ナキ一職務ヲ解免シ而テ一代理取テ
信寄ニナリトスルニ我法利ニ於クハ之存故
告年々民法上告主者付セサルモトナリ之十
又年々錢賠償主義ニ拂ウル乞我代法人
代那森、信寄ニ付シ主張、如中錢賠
大法司証ナガラ故ニ第ヨリ東件該如

在 中 物 な し

失当ト之ヲ棄却スヘキモトシ民事訴訟法未
十九年三月二十二日ノ如ク決了シテ

大防正義事務所

執事 古賀 勝

右白本也

明治二十一年二月三日

大防正義事務所

裁判官古賀勝



230-1

大阪區裁判所

大阪市北區若松

電報番号二二〇九〇番(休修)

十保第五、五一、號

昭和十年十二月廿八日

京都府知事

内務省警保局長殿

官吏ニスル告訴事件ニ關スル件

昭和十年十月廿六日大阪府東成区北生野町一丁目六十一番地に在り
被告方金井鉄之助(明治廿五年八月廿四日生)ハ前書トナリ内務大臣
署長瀧邊一太郎大阪府鶴舎警察課森永茂市八尾警察署長田中蔵ヲ
被告トシテ「娼妓ノ聚斂妨害ニ伴フ附文請求之件」ヲ提起サレ
昭和十年十二月十三日大阪區裁判所ニ於テ口頭審理アリ結果十一
二月十六日「原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ原告ノ負担トス」

トノ判決有之レガ當府ニ於ケル關係部分左記ノ如キ狀況ニ有之此段及報告候也

記

原告ノ主張ハ被告七條警察署長ハ原告ガ代理權ヲ以テ池田千鶴子ノ廢業ニ關シ最モ合法的且機宣ヲ得タル方法ニヨリ提出シタル申請書ヲ受理シ乍ラ徒ラニ娼妓名簿削除ノ完了ヲ遷延シタレバ樓主後田ソミガ情夫西田幸三郎其他ヲシテ下級警察署員ト情實ヲ齎結ビ原告ニ對シ強談威迫ヲ爲シ或ハ徒黨ヲ組ミ暴力行爲ヲ敢テ爲シ池田千鶴子ノ人權ヲ蹂躪シ國法ヲ無視シ壇ナル振ル舞ヒニテ原告ノ代理權ヲ完全ニ蹂躪シ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタリ

被告京都府知事ハ右ノ監督ヲ完行セザルニヨルナリ

ト謂フニアリ之ニ對シ本職及七條警察署長ハ左ノ如キ答辯ヲ爲シタリ
昭和十年九月廿五日池田千鶴子ヨリ委任ヲ受ケタル娼妓稼業廢業ニ

付登録名簿削除方ノ申請ハ天王寺郵便局取扱昭和十年九月廿六日

第二一九號書留内容證明郵便トシテ全年九月廿七日七條郵便局ヨリ配達ヲ受ケタル點ハ之ヲ認ムルモ其ノ余ハ之ヲ否認ス即チ娼妓名簿削除取扱ニ關シテハ娼妓取締規則第五條ニ明記スル如ク娼妓自カラ出頭シテ之ヲ爲スヲ原則トシ申請書郵送アリタル場合ハ申請者自カラ出頭スルコト能ハザル事由アリト認ムルトキニ限り受理セラルベキモノニシテ當府ニ於テハ娼妓保護ノ立場ヨリ事由認定ノ資料トシテ申請者居住地所轄官公署ニ照會スルヲ常トス依テ本件ニ關シテモ九月廿八日書類收受ト共ニ九月卅日(月曜日)池田千鶴子居住地管轄天王寺警察署ニ對シ事實調査方照會シタル處十月九日住所不明ノ爲調查不能ノ回答アリ更ニ十月十一日再照會シタルニ十月廿二日所在不明調査不能ノ旨回答アリタリ然ルニ十月廿三日池田千鶴子ハ樓主後田ソミ内縁ノ夫西田幸三郎ト共ニ七條警察署ニ出頭シ十月十四日歸樓シ廢業ハ本名ノ眞意ニ基クニ非ズトノ事由ノ許ニ申請書取下願ヲ提出シタルヲ以テ之ヲ受理シタ

莫體實體立
子人體實體立當認ニ提マリ獨り當體立當認ニ提マリ獨り當體立當

レモノニシテ被告渡邊一太郎ハ何等故意ハ過失ニヨリ原告ニ對シ代理權行便使ヲ妨ゲ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタルコトナシ從テ被告鈴木信太郎ハ官吏服務規律ニ違背セズ依テ原告ノ請求ニ應ズルヲ得ズ

ルモノニシテ被告渡邊一太郎ハ何等故意ハ過失ニヨリ原告ニ對シ代理權行便使ヲ妨ゲ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタルコトナシ從テ被告鈴木信太郎ハ官吏服務規律ニ違背セズ依テ原告ノ請求ニ應ズルヲ得ズ

十保第
立之一二號

昭和十年十二月廿八日

京 都 府 知 事



内務大臣殿

官吏ニ對スル告訴事件ニ關スル件報告

昭和十年十月廿六日大阪市東成區北生野町一丁目六十四番地岡林理
髪店方金井鐵之助（明治廿五年八月四日生）ハ原告トナリ内務大臣
後藤文夫大阪府知事安井英二京都府知事鈴木信太郎京都府七條警察
署長渡邊一太郎大阪府鶴橋警察署長森永茂市八尾警察署長鎌田蔵（ヲ
被告トシテ「娼妓ノ廢業妨害ニ伴フ謝罪文請求之訴」ヲ提起サレ
昭和十年十二月十三日大阪區裁判所ニ於テ口頭辯論アリ昭和十年十
二月十六日「原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス」

昭和十六年一月廿五日 訴告人 鶴子ハ茲モ警察署ノ幹事兼代理權ヲ以テ池田千鶴子ノ
妻也ト申す。本件は鶴子ハ前記代理權ヲ以テ池田千鶴子ノ夫即ち後田ソ
ミガ情夫西田幸三郎其他ヲシテ下級警察署員ト情實ヲ密結ビ原告ニ
對シ強談威迫ヲ爲シ或ハ徒黨ヲ組ミ暴力行爲ヲ敢テ爲シ池田千鶴子
ノ人權ヲ蹂躪シ國法ヲ無視シ壊ナル振ル舞ヒニテ原告ノ代理權ヲ完
全ニ蹂躪シ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタリ

京都市立大穂小学校事件報告書

京都市立大穂小学校事件報告書

京都市立大穂小学校事件報告書

昭和十六年一月廿五日

十時零五分

トノ判決有之レガ當府ニ於ケル關係部分左記ノ如キ狀況ニ有之此段
及報告候也

記

京都市立大穂小学校事件報告書

原告ノ主張ハ被告七條警察署長ハ原告ガ代理權ヲ以テ池田千鶴子ノ
妻也ニ關シ最モ合法的且機宜ヲ得タル方法ニヨリ提携シタル申請書
ヲ受理シ乍ラ徒ラニ娼妓名簿削除ノ完了ヲ達延シタレバ樓主後田ソ
ミガ情夫西田幸三郎其他ヲシテ下級警察署員ト情實ヲ密結ビ原告ニ
對シ強談威迫ヲ爲シ或ハ徒黨ヲ組ミ暴力行爲ヲ敢テ爲シ池田千鶴子
ノ人權ヲ蹂躪シ國法ヲ無視シ壊ナル振ル舞ヒニテ原告ノ代理權ヲ完
全ニ蹂躪シ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタリ
被告京都府知事ハ右ノ監督ヲ完行セザルニヨルナリ

ト謂フニアリ之ニ對シ本職及七條警察署長ハ左ノ如キ答辯ヲ爲シタ
リ

昭和十年九月廿五日池田千鶴子ヨリ委任ヲ受ケタル娼妓稼業廢業ニ

付登録名簿削除方ノ申請ハ天王寺郵便局取扱昭和十年九月廿六日
第二一九號書留内容證明郵便トシテ全年九月廿七日七條郵便局ヨ
リ配達フ受ケタル封ハ之ヲ認ムルモ其ノ余ハ之ヲ否認ス即チ娼妓
名簿削除取扱ニ關シテハ娼妓取締規則第五條ニ明記スル如ク娼妓
自カラ出頭シテ之ヲ爲スヲ原則トシ申請書郵送アリタル場合ハ申
請者自カラ出頭スルコト南ハザル事由アリト認ムルトキニ限り受
理セラルベキモノニシテ當府ニ於テハ娼妓保護ノ立場ヨリ事由認
定ノ資料トシテ申請者居住地所轄官公署ニ照會スルヲ常トス依テ
本件ニ關シテモ九月廿八日書類收受ト共ニ九月卅日（月曜日）池
田千鶴子居住地管轄天王寺警察署ニ討シ事實調査方照會シタル處
十月九日住所不明ノ爲調査不能ノ回答アリ更ニ十月十一日再照會
シタルユ十月廿二日所在不明調査不能ノ旨回答アリタリ然ルニ十
月廿三日池田千鶴子ハ樓主後田ソミ内縁ノ夫西田幸三郎ト共ニ七
條警察署ニ出頭シ十月十四日歸樓シ厥業ハ本名ノ眞意ニ基クニ非
ズトノ事由ノ許ニ申請書取下願フ提出シタルヲ以テ之ヲ受理シタ

ルモノニシテ被告淀邊一太郎ハ何等故意又ハ過失ニヨリ原告ニ對シ代理權行使其使フ妨げ娼妓取締規則第六條違反ヲ敢行スル機會ヲ與ヘタルコトナシ從テ被告鈴木信太郎ハ官吏服務規律ニ違背セズ依テ原告ノ請求ニ應ズルヲ得ズ

省議會及學務司

司 8

要再回

案 暫 十 月 九 日 第 二 月 九 日

公證人

事務官

秘書室
文書課長

始好加自由產業之妻，媚妓上樓主
間，問題之對此公證審確其，取保，執行
方法，設此存謝罪文ヲ交付セヨト有
民事訴訟一開之件

第一
卷
第
四
月
日
月
日

大改市東成区北生野町一丁目六十四番

地岡野理髮吉方金井鐵之助ヨリ

内務大臣外五九ヲ被告トシテ標記

申、開レ謝罪文交付講和本訴ナ

大改區裁判所提訴

其理由

同上

本訴告有之

一、京都府七條新地宣室幸樓後
田ソミ方、於テ娼妓稼業中、
市九コト田中千鶴子ガ鐵田四市
十九百十家庭ノ様ノ為、廢業ニ開レ
昭和十年九月二十二日原告金井鉄
之助ヲ訪問レ其、經原告方、宿

石川

泊

二、翌二十六日原告方、於テ千鶴子ハ七條

警察署長ニ對レ廢業届ク、及樓主

後田ニ對レ自己ノ勤業ノ廢分其、地
前借金ニ開ク、相談ノ原告金井鉄

之助、妻佐々木ルヒ、各内容証明郵便

シ郵送シタリ

三、

廿九月三十日樓主後田ソミハ自己

情夫西田幸三郎及同人、弟西田峰太
郎、二名ヲ代理人トシテ原告金井方ニ千
鶴子ノ引咎文係ニ來文レルモ原告ニシテ抵拒

更、二十九日再び兩名原告方ニ來文、千鶴子

二面余サセ口ト林し 謂譲威也シテテ原告
八明三十日會ハセルトレテ 丙未シ立去ミレメシ

241

四、原告「西田某が千鶴子、聲業妨害ヲ恐レ
千鶴子及織田ヲ千鶴子、宋母宅タル岡林
相鑑方^{ナリ}往ヒ家遇^{セシム}
而レア同時、吉リ正七、情ニ明レ鷹柳既
察署ニ豫戒令執行方ヲ懇請レタリ
五、其後、西田丙未^{ナリ}、岡林方ニ本タリ往テ
明レ申又岡林而太郎、身辺ニ追隨シ
或^ハ程々、甘言ヲ弄ス^{シテアリ}、依テ原告ハ
ニシハ西田某が警察署名ト情案開使ヲ
結ビ、唐葉紳^{ナシ}案ヲおスヤトノ感ヲ抱ケリ

果シテ元大日本、聲案穴^{ナリシ名ニ}第
落レテ而レテ運動シ以テ天王寺聲案署
員防犯刑事池田某^{ナシテ}、織田四市ヲ
桂東スル^{ニ至リシメ}而モ其連行一隊ニテハ
三名ハ恰^ニ聲案下、如^{ナシ}指揮ヲ有シ
右桂東、^ニ虚^ニ某^ジ西田丙未^{ナリ}、千鶴子、身柄
略奪^{ナシ}企^{ナシ}未遂トナリ
六十日、西田^{ナシ}聲案署生理所^{ナシ}出所詰迎
査某ハ樓主側、西田丙未及山陽厚^{三ノ三}云
ト共^ニ岡林方ニ奉タリ千鶴子、連行ヲ告^ヘ
タルニ依テ實母附添ニ千鶴子ハ同派出
所^ニ連行^シ更^ニ鷹柳署ニ運行セリ、
而レテ内勤監御神^{某ニ引候}ナル

警部補“傳令ヲ拂フカ、京都、帰ルガト暗

ニ樓主側ニ擁護シテ千鶴子ガ之ヲ拂シ
名あらざり前達双方、詰合クテ良」

様セヨト云引

楊^{イエイ}文

外

テ

断

同日午後五時既千鶴子^ハ外^テちテ^ス断
西田屋、準備レアリ^ム向新東ニテ千鶴子^ハ持

拿シ試ミ^ム署内^ニ署立平^{タリ}之^ヲ止^ム

レヨ^ニ一同署内^ニ入り、直通御長田中某双方

、^ハ意見^ヲ聽取^ス辭^ハ易^メキ^ム也^ス

千鶴子^ハ

同日午後十時既^ム事^ヲ歸宅^ス

以上、如^シ樓主側、千鶴子^ハ被^ハ略奪^ニ關^レ暴力

シ^ハテ略取セ^ト之^ヲ犯行^ス・^ハ計^シ何^事、^ハ搭至^テ

千鶴子^ハ

講セ^ルハ^シナリ

鶴^ハ千鶴子^ハ言動正^ム也^ス

二月三日執行シテ^ハ朴^ハ尙人尾^ハ其^ノ長
一^ハ宜^シ再^シト記^メ山脇亭三組^サ、
如^ナ斯^ク如^キ要人^ヲ押^シシ^ム不穏嘗^ム
以上、事宣^シ監督、^ハアル内^ニ大臣ハ官上服
務紀律第一條^ハ十六條^ヲ解^シレ^シト
復^ム、^ハ原告^ヲ対^シ謝罪文^ヲ交付セ^ル

ト^ハシ^テ在^リ

本件大改補候^ム警察署^ニ於^{ケル}取扱^ハ同
署^ニ樓主側^ニ進走^シ申入^レアリタル^テ一
度^ハ事実^ヲ調査^シ候^ム婦女^ヲ自由廢
羣^ニ開^ク聯^{スル}問題^{ナリ}レ^シテ其^ノ内容^ニ
立入^{ラズ}詰合^シ上^ハ便^ニ解決^ス様^説
請^レタル^ニ止^リ草^シ告^シ主張^シ詩^ハ失^エ尙

京御前七條警察署於天慶葉布ノ邦位

ヲ受ケタルノ由ノ娘女取締官第ニ主事ノ二役、
相定ニ依リ果レ東人ニ於テ慶葉、意思ヲ有

云中否ヤ、付御便差出地尊號、大改元天
王子慶葉署事室調査シ九月二十日及十月

十一日、再至此余レタルニ差出肩書タル原告
金井、住居地判明セテ慶葉、事実認定

同誰ノ為登録挂添本件、及十月二十三日
原人及樓主同道ニテ七條署ニ告致シ慶

葉面ヲ郵便レタニ右、本人、眞意、非サル
行取下レタニレテ板下駄ヲ提シ而レテ本件
原告、云々が如ク警察署事務所

特別、慶葉ヲ寄々程々、住宜シ監へ公せ

樓主ニ

強設威迫某取テ古サレシ又申事實断レ
テ毎之ノミチス、假ニ警察官寔ガ職
權ヲ濫用レ若ク許レタルニ事実アリト
スルニ向原大臣、於テ其ノ不法行為、責メ
貞节ナヒ民衆ニ付シ謝罪ス一キ法律上
ノ理由十キノ由テ本件、付テ之ニ應訴エル
必需要ナシ從テ訴訟代理人等ノ送仕セズ
旦口頭辯論ニ缺席、見込マステ、電話
ニテ大阪府警察部ヲ介シ主任判事ニ
面接セシム本件事實、詳細並口頭辯
論尙日國務多忙、故ニ此テ缺席スベキ
旨申入相應可也哉
右仰考裁

官吏服務規律

(明治二〇年七月
新令第三十九號)

第一條 凡リ官吏ハ天陛下及天陛下ノ政

府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ

各其義務ヲ盡スハシ

第十六條 凡リ局長所長其他一部長各所属

官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フ

區域

内ニ在ラサル昔ハ之ヲ訓吉スルヨトヲ務ム

ヘシ 范シ徵戒處入ノヲ要ニト認ハルトキハ事狀ヲ

具ハテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其ノ情ヲ知リ隱蔽シテ稟告セナル者亦過失タルトヲ免レス

娼妓取締規則

(明治三三年一月
内務省令第四四號)

第六條 娼妓名簿削除申請ニ關ニテ八何八十

雖妨害ヲ爲スコトヲ得

第五條 娼妓名簿削除申請ハ書面又ハ口頭ヲ

以テ又ハシ

前項、申請ハ自ラ警察官署ニ出頭シテ之

ヲ爲スニ非サレハ受理セサルモノトス但シ申請

書ヲ郵送シ又ハ他人ニ託シテ之ヲ差出ス場合

二於テ警察官署ハ申請者自ラ出頭スルト

能ハサル事由アリト認ムルトキハ此限ニ在リス

警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理

シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スルモトス

娼妓取締規則施行ニ付執行方心得
大政承明治三年十月訓保第二品號

一娼妓ヲ寄寓セシムル者ハ勿論其外何人ト雖モ

娼妓名簿削除申請ニ關シテハ方法、如何ヲ論

ヒス一切妨害ヲ爲スコトヲ許ササルヲ以テ違反者ア

ルトキハ罰則ヲ適用セラルヘキハ論ヲ俟タス必要

1場合ニ於テハ當業者ニ對シテハ業務ノ禁停止

無賴者ニ對シテハ豫戒令ヲ執行スル等臨機ノ措置

ヲ行コトアルハシ

247

民事訴訟法

第一百八十五條 裁判所ハ判決ヲ爲スニ當リ其ノ爲シタル口頭辯論ノ全趣旨及證據調ノ結果ヲ斟酌シ自由ナル心證ニ依リ事實上ノ主張ヲ眞實ト認ムヘキ方否ヲ判断ス

第二百五十三條 當事者方明日ニ出頭セヌ又ハ前條ノ規定ニ依リ受命判事ノ定メタル期間内ニ準備書面ヲ提出セサルトナハ受命判事ハ準備手續ヲ終結スルコトヲ得

第二百五十五條 調書又ハ之ニ代ルヘキ準備書面ニ記載セサル事項ハ口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得ス但シ其ノ事項カ裁判所職權ヲ以テ調査スヘキモノナルトキ、署ク訴訟ヲ開設セシ

メサルトキ又ハ重大ナル過失ナクシテ準備手續ニ於テ之ヲ提出スルコト能ハサリシコトヲ疏明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ規定ハ第二百四十七條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス
訴狀又ハ準備手續前ニ提出シタル準備書面ニ記載シタル事項ハ
調書又ハ之ニ代ルヘキ準備書面ニ記載セサルモノト雖日頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ妨ケス

二、審査

- 二百五十七条 裁判所ニ於テ當事者が自白シタル事實及顯著ナル事實ハ之ヲ證スルコトヲ要セス
- 二百六十一條 裁判所ハ當事者ノ申出シタル證據ニ依リテ心證ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ證據調リ爲スコトヲ得

（三）被訴者ノ現居地又は居留地ノ地名ヲ明示シ、其處ノ裁判所ノ名前ヲ記入シ、該處ノ裁判所ノ官署名又は其處ノ公署名を記入シ、該處ノ裁判所ノ開設年月日又は其處ノ公署の開設年月日を記入シ、該處ノ裁判所ノ所在地又は其處ノ公署の所在地ノ地圖又は該處ノ裁判所又は其處ノ公署の位置を明示する。但し、該處ノ裁判所又は其處ノ公署の位置が判明せざる場合は、該處ノ裁判所又は其處ノ公署の位置を明示する。

第二百六十二條 裁判所ハ必要ナル調査ヲ官廳若ハ公署、外國ノ官廳若ハ公署又ハ學校、商業會議所、取引所其ノ他ノ團體ニ嘱託スルコトヲ得

第三百三十八條 當事者カ正當ノ事由ナクシテ呼出ニ應セヌ又ハ宣誓若ハ陳述ヲ拒ミタルト七八裁判所ハ訊問事項ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

第三百五十二條 區裁判所ノ訴訟手續ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前章ノ規定ヲ準用ス

職務上ノ行爲ニヨル損害賠償責任

判例

大審院一故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタルモノハ身分ノ官吏タルト否トヲ問ハス民法第七〇九條ニ依リ損害賠償ノ責ニ任スヘキコトハ論ヲ俟タルモ官吏ノ一私人ニ加ヘタル損害ニシテ職務執行ニ因リテ生シタルモノニ非サルトキハ格別苟モ官吏ノ職務執行ニ付加ヘタル損害ナル以上ハ之レカ賠償責ニ任スヘキモノニ非ス（明治三九年五月一四日判決）

大阪控訴一官吏カ公法上ノ行爲ニ關シ故意又ハ過失ニ因リテ私人ニ被ラシメタル損害ヲ賠償スル責任アル場合ハ法ニ明定シ

アル場合ニ限ルモノトス（明治三八年一二月一九日法律新聞）

東京地方官吏カ國家ノ機關トシテ其ノ職務ヲ行フニ當リ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタリトスルニ法令ニ特別ノ明文ナキ以上ハ官吏ニ於テ其損害ヲ賠償スヘキ義務ナキヨト我現行法制上疑ヲ容レサル所ナリ（大正四年判決）

甲府地方官吏又ハ公共團體ノ吏員カ其職務ノ範圍内ニ於テ爲シタル處分カ偶々個人ノ権利ヲ侵害シ只處分カ結果ヨリ見テ違法不當ノ點アリトスルモ之ヲ目シテ毎ニ不法行爲ナリト論斷スルコトヲ得ス之ヲ不法行爲ナリト爲スニハ法令ニ特別ノ規定ナ

本件は、主として、官吏の職務上、故意の過失による損害を被る場合に、その賠償責任を定めたものである。この規定によると、官吏の職務上、故意の過失による損害を被る場合、その賠償責任は、原則として、該官吏の職務上の義務によるものとされる。ただし、該官吏の職務上の義務によるものとされる場合、その賠償責任は、原則として、該官吏の職務上の義務によるものとされる。

キ限り該處分者カ職務上ノ義務ニ違背スルノ認識ヲ有シ名ヲ行政處分ニ藉リテ之ヲ敢行シタル場合ナラサルヘカラス（大正三年一〇月六日判決）

神戸區一官吏ノ職務上ノ義務ハ國家ニ對シテ負擔スル義務レハ官吏其ノ義務ニ違背シ他人ニ損害ヲ加ヘタル時ハ國家ニ對シ其責ニ任スルハ格別、特別ノ規定ノ存セサル限りハ被害者ニ對シ賠償ノ責ニ任スルモノアラス然モ其責ニ任スルコトアルハ特別ノ規定ノ存スル結果ニ外ナラサレハ此場合ニ於テ平亦不法行爲ヲ生スルコトナシ（大正四年八一二二〇號判決）

東京地方士官吏カ職務上爲シタル行爲ニ因リ他人ニ損害ヲ加フ
ルモ右損害カ官吏ノ故意ニ基カサル以上結局國家自體ノ不法行
爲ニ基因スルモノナルカ故ニ特別ノ明文ナキ限り官吏個人ハ損
害ヲ蒙リタル他人ニ對シ直接ニ責任ヲ負フコトナキモノト解ス
ヘク官吏カ之カ爲メ刑法上ノ責任ヲ負擔スルト否ト又國家カ公
法上ノ關係ニ於テ爲シタル場合タルト私法上ノ關係ニ立チタル
場合タルトヨ區別スルコトナルモノトス（大正二年一〇月二

四日）

（二）學說

清水博士「官吏ハ國家ノ統治者ノ機關トシテ其職務ヲ行フモノ

内務省
訓令 第四號
明治四十年六月一日

明令

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省は官吏の免職、並に官員の懲罰等の事項の明令を以て之を定めた。

内務省

規格 B.5

不法行爲ヲ構成スルコトナシ（債権各論八五三）

253

(二) 學說

國家ノ賠償責任

(一) 判例

大審院「縣知事ノ職務上ノ過失ニ付テハ國家ハ損害賠償ノ責任セス（明治二九年四月三日付）」

長崎控訴「官吏カ國家ノ機關トシテ公法的行爲ヲ爲スニ當リ故意ハ過失ニ因リ一私人ニ損害ヲ蒙ラシムルコトアルモ法令ニ特別ノ明文アル場合ノ外國家ハ私法上ノ責任ヲ負ハサルヲ原則トス（明治四一年五月一五日）」

横田博士「官公吏カ其職務ノ範圍内ニ於テ爲シタル行爲ハ其故意又ハ過失ニ出テタル場合ト雖民法上所謂不法行爲ヲ構成スルコトナク其官公吏ニ賠償義務ナキハ勿論國家モ亦之ニ對シテ責任ヲ負フコトナシ蓋シ官公吏ノ職務上ノ行爲（職權行爲）ハ行政權ノ發動ニ基ク行爲ナルヲ以テ民事上ノ法則ヲ以テ之ヲ律スルヲ得サルヲ以テナリ（債權各論八五三）」

佐々木博士「官吏カ國家ノ公法上ノ行爲ヲ爲スニ當リ職務ニ違反シタルトキハ國家ノ責任ヲ論スヘキ規定存セサルカ故ニ國家ハ責任ヲ有セス（京法一卷四九）」

卷之三

卷之三

254

卷之三

	VII
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—
8	—
9	—
10	—
11	—
12	—
13	—
14	—
15	—
16	—
17	—
18	—
19	—
20	—
21	—
22	—
23	—
24	—
25	—
26	—
27	—
28	—
29	—
30	—
31	—
32	—
33	—
34	—
35	—
36	—
37	—
38	—
39	—
40	—
41	—
42	—
43	—
44	—
45	—
46	—
47	—
48	—
49	—
50	—
51	—
52	—
53	—
54	—
55	—
56	—
57	—
58	—
59	—
60	—
61	—
62	—
63	—
64	—
65	—
66	—
67	—
68	—
69	—
70	—
71	—
72	—
73	—
74	—
75	—
76	—
77	—
78	—
79	—
80	—
81	—
82	—
83	—
84	—
85	—
86	—
87	—
88	—
89	—
90	—
91	—
92	—
93	—
94	—
95	—
96	—
97	—
98	—
99	—
100	—

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

末廣學士一公法上ノ行爲ハ以上ト異ナリテ國家カ統治權者トシ

立ツ（債權各論一〇四五）

內務省

規格目次

期 日 呼 出 狀

後藤文夫 殿

本件一付差出ス書面ニハ部名年度及記録號ヲ記載セラルベシ
出頭ノ節ハ此ノ呼出狀ヲ差出サルベシ

裁判所書記 吉 雄

檢察院第六民事課

昭和十年十一月二十一日

謝罪文

第三號

法廷ニ出席可相成候

右當事者間ノ昭和

十年八月十三日午前十時ト定メラレ候間當廳

來支

原告 金井鐵之助 律師 後藤文夫 外五人

事件ニ付口頭辯論期日ヲ昭和

年月日



番
99

同
10.11.26

260

十一月十一日

十一月十一日
樂器文

後藤文助

金井源山

副本

訴狀

大阪市東成区生野町三丁目

六十四番地

岡林理髮店方

原告 金井鐵之助

昭和三十五年八月四日生

東京市内務省内

被告 内務大臣後藤文夫

大阪市大手前麻糸内

被告 大阪府知事安井英二

京都府京都麻糸内

被告 京都府知事鈴木繁太郎

常行

京都府下京区七條警察署内
被 告 地方警視 渡辺一大郎
大坂市東成区鶴橋警察署内
被 告 地方警視 齋木茂市
大坂市外 八尾警察署署内
被 告 警部 錦田蔵
訴 名
一、娼妓、廢業防害二件の謝罪文請求之訴
許 的
一、請求之趣旨
被 告各々ハ左の謝罪文様式ニ隨用紙八
事実印

奉書ヲ用ヒ毛筆ヲ以テ認メ各自署名捺印、上
被告本務大臣及知事ハ各々代理人ヲ以テ被告
署長各自ハ自ラ原告ニ對シ本判決確定後、
十四日以内ニ交付スベシ

(謝罪文様式)

謝罪状

貴殿が授仕應接セラレシ池田千鶴子殿、
娼妓稼業廢業ハ婦女、貞操保持ト共ニ
公序良俗及社會人道上ニ於テモ歎ガ可ナリ
禁而チ 废業申請ニ關シテハ全ク合法的ナルニ
拘ラズ 在者等各々警察署長トシテ保安、
任ニ当レ地位ニ在リ乍職務怠慢ヨリ抱主

貸産敷業後田ノミ加情夫、西田幸三郎
 其他ヲシテ貴殿ニ對シ甘言誘惑強説威迫
 ヲ為サシメ加フニ該西田幸三郎等ガ下級
 警察署員ト情実ヲ結び十數名、無頼、
 徒指揮シ池田平鶴子殿ガ慶業防害ヲ
 避クル厚メ實母宅ニ寄寓中ア暴力行爲
 =依リ略手誘拐シ内務省令娼妓取締規則
 第六條違反、所業ニ出ソルヲ抑止得ズ默
 過シ或ハ間接ニ之ヲ援クルノ結果ヲ招来致シ
 貴殿ノ授仕行為ヲ躊躇スルニ至リシハ申譯
 業之職務怠慢モ甚敷ク帝國政府ノ官
 呉トシテ漸愧ニ堪エヌ自今斯ル倚迷惑

事業印

縹遠サヅル様心哉ク可キニ付活寛容被遊度
 茲ニ謹シテ陳謝候

京都府七條警察署長

氏

名

印

大阪府鶴橋警察署長

氏

名

印

大阪府八尾警察署長

氏

名

印

植者等

右三名、警察行正上、職務ヲ監督スベキ地
 位ニ在リヨラ官吏服務紀律第一條第
 十六條、主旨勵行ヲ解怠シ其、仕務ヲ完

行セザリシ結果貴殿ニ對シ甚敷キ迷惑
ヲ及シタル段恐縮ニ堪不^ズ將來斯ル不

都合無カラシメン事ヲ期ス可^ク矣

茲ニ謹シテ陳謝、意ヲ表シ候

月

日

内勢大臣 後藤文夫(印)

大阪府知事 氏 名(印)

京都府知事 氏 名(印)

金井鐵之助殿

前記、謝罪文ヲ原告金井鐵之助、居住所ニ

到リ陳謝、意ヲ表シ平交スベシ

訴訟費用ハ被告、負担トス

本業印

二八

トノ御判決ヲ求ム

請求之原因

- (一) 原告、自^由ニ訴外池田千鶴子が昭和十年九月二十五午后五時頃訪問シ自分で京都、市七條新地貸座敷業後因ソミ方ニ於て妓名市丸と名乗リ娼妓稼業中ナルヒ日ヲ打明レ日増三痕弱トナリ同業徳行スルノ苦痛ヲ訴エ同行、織田四市ナレ青年が満洲デ軍功ヲ立テ勲章ヲ戴イタ心ノ正シイ青年ナレバ家庭ヲ持テ身モ心モ修メテ暮ス正シイ生活ヲ致シ度キナレバ娼妓稼業廢業ヲ希望スル旨ヲ述ヘタル上助カ方懇請セリ。

(二) 原告ハ人道上及宗教上、信念ニ基キ公娼廢止ヲ希望シ生活、傍ラ十数年前ヨリ常ニ執意ヲ以テ、慶娼運動ヲ續ケ居ル者ナリ。隨ツテ池田平鶴子ヨリ前記、如ク慶業方、助力懇意請受ケルニ及添附甲第三號証字、委任ニヨリ娼妓登録名簿削除申請(所謂自由慶業)準備行焉其他ヲ代理実行致シタリ。

(三) 原告準備、下ニ池田平鶴子ハ昭和十九年九月三日稼業地所轄署タル被告七條警察署長添附甲第二號証字、如ク娼妓登録名簿削除ヲ求メ抹消方、申請ヲ提出シ次テ利害關係人タル訴外田ソミニ對シテモ添附甲第三

証字、如ク債務履行方、意思表示ヲ為シタリ。原告モ昭和十年九月三日代理權限内屬スル甲第第四號証字、如ク意思表示ヲ為事安ヲ分明ニスルが爲メ被告七條警察署長ニ對シテモ甲第五號証字、内容ヲ通知シテ行政事務ノ便宜ナル届出ヲ爲シタリ。

(四) 右、如ク池田平鶴子ハ原告代理、下ニ慶業ニ關スル申請ヲ公明正大且合法的ニ之ヲ行ヒ只管大阪府令娼妓取締規則執行方第九項、要置方ヲ待ケ居タリ。

(五) 原告エ昭和十九年九月三日午前十時頃訴外後田ソミ八情夫、西田幸三郎及同人弟峰太郎、二名

代理人トシテ池田平鶴子、身板ヲ引渡方、交
涉ニ至タル。原告ハ之ニ應ぜス反對ニ債務、精
算方ヲ切マリシモ訴外人両名ハ債務ヲ取リニ至タ
ルニ非ズト意識ケズ、身板引渡シテ執念深ク
切マリ。原告断固トシテ之ヲ拒絶スレバ、西田
峰太郎人現場ニ居合シタル原告、知人皆
根岸治ラ近隣ノ飲食店ニ誘ヒ去シ
「女ヲ手渡シテ其レバ金三百爾提供スル故
金井氏ヲ君カラ説得シテ其也云々ト誘惑
ヲ試ミ西田幸三郎ハ原告に向シテ同様多介
、謝禮ヲスルヨリ池田平鶴子ヲ引渡ナレ度シト
言語ヲ盡シ繰返シ終日ヘタリ込ミ漸ク午后

十一時頃両名原告宅ヲ立去リタリ
(六)翌日二十九日午后両名再び原告ヲ自宅ニ訪問
シテ西田幸三郎ハ前日ニ比シ態度一変シ威嚇的ニ
お前が女を渡さず俺の顔を立てぬなれば大
抵の親分衆は皆俺の若い時分の兄弟分
や身内が南であろうが此であろうが俺
が救めばどんぶ事も仕て與れど、お前が
食く事を俺に有衡くと爲めに立さうめで
行く手筈も出来て居るが俺の爲め
に万々クビになつても構わぬ奔走して
邊りヒ仰ゆる人もあるんば六々ト累言ヲ

吐キ着物、裾ヲ捲り、脚布ヲ組ミネル地、腰

巻ラ現シ更ニ

此の西田佑子骨もあれ腹もある男薄い
移合事を云ふがどうして俺の顔を立て
ぬと云ふから考へばある矢印ト睨み付ケ

虚勢ラ不レテ原告ラ威迫シ

自由産業應援ちるをんと眞似をする

と暴力團で活をり立毛毛等を鰐目
ヲ放言セリ傍ラニ居タル西田峰太郎ハ此時

原告ニ向ソテ曰ク

兄貴モ態々京都ガラ女ヲ迎ヘニ來テ本人

(池田鶴子)ニモ會へだ腹ヲ立テ、居ルノダカラ

本禁印

268

女ト此處デ會ハシテ呉凸申出デタリ

原告ハ本人千鶴子人絶対面接ラ拒絶シテ呉レト
云フテ元ルが明三日會見セシメル様努力仕様ト告

ゲ漸ク丙人ヲ立去ランタリ

原告ハ池田千鶴子及織田四市ヲ昭和十九年九月三

十日千鶴子、実母宅タル大阪市東成区住生野タル
訴外岡林理髮店方ニ伴ヒ寄寓ナシメ西田兄弟

兩名、言語ヨリ推察シテ産業防害手段ヲ構ズ可

キラ稼知シ實母等ト協議、上同町内居住、訴外

吉川正七ヲ招キ事情ヲ明カシ被告鶴橋警察署
ニ玉頭、無駄者ニ對シテ稼武令執行方ヲ懇請セ

シメ 大阪府令娼妓取締規則執行方第十一項ノ

発動ヲ被告鶴橋警察署長ニ求メタリ。

(ハ) 原告、訴外岡嘉太郎並ニ實母、慶業本人
千鶴子、三名ニ對シ西田幸三郎等、交渉顛末
ヲ詰シ

西田幸三郎ニ面接シテ貴クテハ如何ト告ゲ
タルモ千鶴子ハ頑トンテ應セズ推否ヲ續ケツ、ア
リタリ、其ノ折原告ヲ三度訪向シテ自宅ニ不在
ナリシ處メ原告が實母宅ニ居ルヲ感知シタル西
田等ハ該岡林理髪店方自勦車ニテ乗付ケ
西人無遠慮ニ與、間ニ侵入セントセンハ該西
田等ハ此レヨリ先ニ六日前三時トイフ夜蔭ニ
池田千鶴子ヲ同岡林方ニ尋ね未リ一夜ヲ明カシ

立去リ翌三七日ニハ近隣ニ監視、者ヲ張リミマシ
同日夜ニ至リテハ岡林嘉太郎、身辺ニ追隨セシメ
如キ不穏、行動セシ事實モ有リ又西田等ノ舉
動ガ何事ヲ危険ヲ思ハスヨリ同人等ニ對シ座
敷ニ上ルヲ拒ム又西田幸三郎ハ健碩高トナリ
シヤレタ事ヲ云フト為ニナラズ以ノ西田ハ
皆ナラレス』等不穏、言ヲ以テ應酬シ
陰惠ナル空氣トナリテ兩人如何ナル訛墨ニ
ホルメ計、難ク感ジタレバ原告ハ西人ヲ肩メ
原告、自宅ニテ引返エラシタリ 而シテ池田
千鶴子ハ飢ニ面接ヲ推絶スル旨ヲ告ゲレバ
兩人原告ガ池田千鶴子ヲ實母、岡林理髪店

方ニ連レ行キタルハ不都合ナリト難詰シ、ロ 實
ヲ設ケテ呼ヒ去シテ呉レト要求ゼンモ 原告之
ニ應セザレバ不服、能ニテ立去リタリ

(九) 一旦立去リタル前記西田兩名ハ更ニ同日午后

五時頃原告宅ヲ五度目ノ訪問ヲセリ

西田幸三郎曰ク

「京都、同業者等ニ對シテモ女ヲ連レテ帰ラ
ネバ面目寒イ次オドウテモ連レテ帰ラネバ
ナリマセン、デ名前ハ申セマセンガ然ル人ニ總テ相談
シテ居ルノデスガ 其人ノ申スニハ(貴殿ガ無産
黨ナゾニ關係、深イ人ダト諭職ダトカ、ク
ビキリダトカ而到ガ起ルト因ルカラ) 是非貴

本業印

被ニ會ヒ諒解、上ナレバ方法ヲ構ジテマルト云フ
ノデス、誠ニ恐縮ナスガ是非某ニ會ヒシ往ツ
テ欲心シノデス』ト懇願的能度ニテ申去
デタレ告。

原告ハ『僕ニ會ヒ度イトイフナレバ其人ニ秉テ
貫ツテ呉レ氏名モ云ヘヌ人ニ僕カラ會ヒニハ行
ケヌ旨答シモ尚面人彼レ此レ陳辭シタルモ極絶
スルト兩名ハ才失禮シマスト告ゲ階下マデ申座
シテ赴キ何事カ惱議シテ在リシガ再び原告
ノ居間ニ上リまタリ

西田幸三郎曰ク

先方ガ何ト云フカ一應弟ガ聞キニ行キ

マスソレテ吉時間相札ヲ以候テ待ク
シテ其レ止告ゲ弟西田峰右郎ハ何レ

ニカ赴キタリ。

斯クテ約束時間余り経テ西田幸三郎ハ
弟一連キラ案ジル風ニテ帰り仕度ラシツ、
改マリテ

西田幸三郎ヨク

今詰シク事ハ絶対秘密ニシテ是止ト
ダグドンク念ラ押シキ左時頃立表リタリ。

(十) 原告人前記ノ如キ西田等、言語ヨリ推察
シテ彼等ハ或人下級警官署員ト情対ラ
結ビテ池田平鷲子ノ賜姓慶業申講ヲ何等

勉強印

附人集勧ニ出ソル想脇ラ察知シ一样、憂慮
ニ襲ハル。果セル哉此時既ニ西田幸三郎ハ左
ノ訴外ニ名

大阪市西成区海道町五番地

私立探偵白鳳社主仕

須藤昇之助

元大阪府警部補

梅某

元某署防犯部長

テ竹籠落シ居リテ西田幸三郎が池田平鷲子、
身板誘玉、便宣、房人前日九月三十九日京都
ヨリ連行シタル訴外織田四市、母娘ラシテ全人
一家去人保護願ラ大阪府天王寺敬言察工提去
為サシメ訴外、

全署 防犯刑事 池田某

か

岡林理髮店方ニ池田千鶴子ト共ニ寄寓中、
織田四市ヲ行正検束ニ赴クニ際レ該両名ハ同
行レ恥モ警察署員、如キ態度ヲ裝カヒ家人
ガ呆然自失シ居ルラ尾目ニ防犯刑事池田某
ト須藤昇之助ハ無斷奥、間ニ入り續イテ
ニ階座敷ニ侵入シ娼妓廣業申請中、池田
千鶴子ハ織田四市ニ對スル参考人ト稱シ連行
ラ求メツ、アリシ折板外出先キヨリ帰宅セル理髮
店主、岡林嘉嘉太郎ガ
『實母一家ニ保護申デアル池田千鶴子ニ不都合
ハ無レ絶対渡サズ』

説明印

ト強調スレバ刑事池田某ハ前言ヲ翻レ女ニ用ハ
無シト織田四市ノミ連行シタリ池田刑事ガ立去リ
タル後須藤昇之助ハ穩健ナル態度ニナリ

自分等ハ統チ合法的ニ動ク者デアル付テハ

樓主ヨリ頗マレテ居ルガ池田千鶴子ノ問題ヲ

円満詰仕度イ

ト申去タル共居合シタル吉リ正セザ委仕狀ノ有無ヲ
質セシニ所持セザリシ為メ後日再會ヲ約シテ退

去セリ

以上ハ刑事池田某ガ該両名ノ者ニ情ヲ知リテ便
宣ラ與ヘタル否セ分明ナラザルモ該両名ノ者ハ該
池田刑事ガ織田四市ヲ検束連行ノドサクサニ乗ジ

テ娼妓池田千鶴子、慶業防害乃至ハ身板略手
、拳ニ击テカラ未遂ニ了リ申モノナリ

(土) 昭和十年十月二日 原告が恰度實母方、岡林理
髪店、店ノ同ニ居合シタル折所轄大坂府鶴橋
警察署署生郷町派未詳巡査某 横主、西田
幸三郎、西岡峰太郎、山脇淳三、三名トヘリキ、
巡査某ハ『階誰レカ居レグロウ』ト詰同レ

岡林義郎_妻、娘_{ガ居エス}ト答エルメ

巡査某ハ『用ガ有ル交番所ニ連レテ行ク』ト

語氣荒ノ連行ラ未メレバ訴外三名ハ之ニ初シ

西田幸三郎、山脇淳三

曰ク『人間泥棒早クセラセ』云々ト驚置

強印

老女持消

老女持消

雜言ヲ加工實母付ノ池田千鶴子ヲ一先ヅ派去
新工連行シ更ニ鶴橋警察署ニ連行シ勸警
部補某ニ引渡シタリ 警察部補某ハ池田千鶴子
ノ経歴ヲ形式的ニ聽キ取り同人ガ慶業申請中
一事由ラ速ブルモ其内容ニ因シテハ觸ルヲ隠ケ
該警察部補ハ『借金ヲ今直^シ拂ナクテハナラン』
ト強調シ、傍ラヨリ實母幾衛意見ラ陳ベントス
レバ

警察部補ハ『前ハ何ニ云フ権利ハ無イ玉子ラ生ン
ダ大ナクノ親ノ権利ガ有ルカ』ト難詰
シ樓主代理ノ西田幸三郎、山脇淳三等、意見ハ
易クトンテ取上ゲ

警部補、自由ランタケレバ直グ借金ヲ拂ソタラ良イ
 テハ無イカ金ヲ拂ハスソナ勝手スルハ思
 ト権主西田幸三郎ヲ暗ニ擁護シ、西田幸三郎等へ
 傍テヨリ池田千鶴子ニ京都ニ帰ル様説得ラ居ス
 千鶴子ハ頑強ニ之ヲ拒ミ泣キテ再び娼妓様業ニ就
 クハ嫌メナレバ京都エハ帰ラヌ旨ヲ荅エルノミニニア
 波レ比レ三時間ヲ経過シ午后四時頃トナリ遂ニ談
 警部補モ面倒トナリタル可シ

〔警案〕
 案ハ帰レトモス連レテ行ケトモ云ハスカラ
 亦前達双方詫シ合ツテ良イ様ニセヨ〕

ト告ゲ退場セリ斯グテ末合レタル園林嘉右郎
 織田市、實母畿衛、三名ト権主側西田幸

免職印

(士) 三郎、西田峰太郎、山脇淳三、双方同署看公會前デ
 意見、交換ヲ為シタルモ決セド
 本人千鶴子ハ死シテモ帰ルハ嫌セト告ゲ、千鶴子
 八長時同ニ涉ル紛議、銭キテ一人づらくト同署
 门外ニ立去テタリ

(士) 原告ハ青年、慶鳴運動、経験ヨリ娼妓自由
 廉業ニ於ケル権主側、悪手段ハ知悉シ居、彼
 等ハ權クノロ実ヲ設ケ防害手段トシテ本人ガ着テ
 去テ偽類が権主物件テ有ツクリシタ場合ハ時トシテ
 寄盜、告訴ヲ為シ武ハ前備詐欺、誘拐等、告
 訴ヲ官署ニ提出シテ鬼モアレ本人ヲ寄富中、
 家産以ヨリ警案エ去頭スル、余儀ナカラシメ其

帰宅ヲ擁レテ用意、自動車ト無顧、徒輩ヲ待
チ構エサセ搔拂去ルヲ常トスルナリ。故ニ此場合
モ其虞レ在レバ原告ノ同ガ署外ニ在レ中該鶴
橋警察署、附近ヲ警戒ボンツ、在リタリ

(吉) 午后四時半頃西田峰右郎一人署外ニ去テ半丁
東マテ歩キ未リテ自動車(大壹、貳貳九號)ヲ呼ビ
車上ノ曹ク助手ト何事カ耳打レツ、アリシカ該
自動車ノ署門前筋向ヒニ西向ニ停タセ置キ
再び署内工室ヲ入レタリ。

ソレヨリ約三分程経テ署内ヨリ前記十一項末
記、池田千鶴子一人フランクト署門外ニ
立エタリ。

之ヲ見タ山脇淳三直グ續イテ立去テ千鶴子ノ肩越
シニ左手ヲ後方に通シ何事カ囁ク恰好ニ見ニタル折續
ノテ立去タル西田峰右郎ハ右手ヲ高ク拳ゲ向フ側
ニ待機、自動車ニ合圖セリ該自動車門前ニ立リ行
ク時俄然千鶴子ハ

「誰レカ来テ呉レエー」ト絶叫シタリ。

西田峰右郎、山脇淳三、兩名ニ抱カレモカキツ、モ該自
動車内ニ入りタリ該兩名運轉手ニ向ツテ頻リニ乗車
ヲ命令シ居タリ。此一動作ノ原告ガ約半丁西方ヨリ門
前、自動車前ニ馳ケ付ケル瞬間ナリ此レト等シク
千鶴子ノ絶叫ヲ聽キ付ケ貞先キニ織田四市、極ビ
夫テ、未リ續イテ対實母、園林、西田幸三郎、同時ニ

立志テタリ 織田市人既ニ西田峰右郎、山脇淳三
兩名ガ千鶴子ヲ抱エテ車内ニ在リ、乗車ヲ命シ扉
ヲオノントスルニ間ニ合ニ車内ニ上半身ヲスレ之ヲ
サエギリ。千鶴子救助ニ努力ム。

此ノ現場ヲ目撃シタル岡林嘉右郎ガ公審ニ在合
ス署員ニ救助ヲ求メタルノト门外、驟然ヲ知リテ自
発的ニ立去テタル署員ニヨリテ止ム得タリ。

当初ヨリ模様ヲ目撃シタル原告ガ現場ヨリ考ヘ
ニ西田峰右郎、山脇淳三が頻リニ警車ヲ急グラ該
自動車、運轉手及助手ガ其車外ニ在リテ「女」、
泣キ叫ブト現場ヲ目撃シテ之ニ呆然見入リ五ニ
額見合セテ扶手シ居タル席メ遂ニ樓主等、池田

越塙印

千鶴子略手誘拐ノ目的ハ完全ニ失敗未遂ニ了リタル
ナ。

(丙) 斯クテ一同再び署内ニ入りキトンテ当直情報係り
部長前外田中某双方ノ意見ヲ聽取シ幹施ニ努
メリ之又長時間ニ涉リ夜ニヘル

原告ハ如何ナル結果ニ落着スルヤト案ジシ尚暑
外ニ待ツク中、岡林嘉右郎署外ニ至テ来リ原告ニ對シ
岡林曰「どうも困つた警察官は直接借金を返せとい
ふレ樓主の方は警察官は借金を拂て
貰へぬが本人を連れて行かれて呉れと頼む
レ警察官は直々借金を拂へと云ふ何
活松と母親が一度委して引取らせて呉れど

六ふても諾き入れぬ首嘆息にて原告ニ語
リタリ

(五) 原告人始終ヲ聞キ鶴橋署員一態度が債務ニ

ヨリ人權ヲ拘束スベキ西田幸三郎等ニ偏重シタル
安置ニ非アルマト意外、威ニ打クコレハナラズ直チ
ニ乗合シタル自動車ヲ叫ヒテ原告知人名前外

大阪市天王寺区茶臼山町居住

辯護士栗須一氏ヲ自宅ニ訪問

簡單ニ事情ヲ述べ該鶴橋署員ニ本願シテ立會ヒ
テ貰フ而レテ原告、複代理トシテ

曰應事件ヲ委シテ懲シクト権主側、西田

幸三郎等ニ申出デタルモ、又西田等ハ信用未

勉強印

スト言下ニ拒絶ス、斯ナヘ何時果テルトモ分明セヤ
レバ、債務ニ依リテ人權、拘束スベキ理、不法ヲ陳ヘ
國林、織田、實母、等ニ對シ引揚ク可シト言明
シ同署対ニソレく採扱帰宅セントスル後ヨリ
續イテ池田千鶴子人同辯護士並ニ實母等
ニ尾イテ無事帰宅アラ得タリ。

時午后十時頃ナリキ此日正午生駒所派去并
巡査某が西田等構主側、者ト池田千鶴子ヲ
連行シタル時ヨリ昼食夜食ラセズ約十時間、長キ
ニ涉リテ同様ラ繰返ン此回自昼公然廢業申
請中、娼妓池田千鶴子ヲ暴力行爲ラ以テ略
取誘拐セントスル現行犯トモ六フベキ活劇ヲ演

ジタリ

(吉)

原告ハ左事實ニ付テ鶴橋警察署員ガ乱暴ガ
樓主側代理西田幸三郎、西田峰吉郎、等ヲ叱責
シタルノミニテ黙過シタル態度ヨリ推シテ被告鶴橋
警察署署長ガ部内ノ保安ヲ完フシ得ルヤ否ヤ、
義疑ヲ懷クニ至リ

(吉) 訴外吉川正七人池田千鶴子ガ無事帰宅ラ
得タルトイヘ共樓主側西田幸三郎等ガ其係本
人ヲ放棄キニ非スラ察知ン事態、険惡ヲ憂
ヒ双方同円満解決方ニ付テ調溝、幣ヲ取ル為メ
大阪市西成区海道町五番地
松立探偵社白鳳社

鰐頭印

梅 某

ナニ

赴キ西田幸三郎、山脇淳三等ト會見シタル上円満
解決方ニ付テ折渉ラ重ネンモ、西田等ハ本人池田
千鶴子ヲ京都樓主方エ運行スル當初、目的意
外他説ニ耳ヲ籍サズ

而シテ停ラヨリ山脇淳三ヘ吉川正七ニ對シ一葉ノ
名刺ヲ去シツ

曰ク「此ノ名刺ハ自分で同御、高知縣出身、大阪
府八尾警察署署長ナリ、自分で元高知
縣幹テ巡査拜命中當時同寮タリ、特ニ
此、通り鶴橋警察署員工本件(池田千
鶴子取戻)ニ付テ宣教類ハト源書ラ

貨ツテ來テ居ルノダ云々ト云ヒ乍ラ該
名刺ヲ差シタルベ吉川正七が手ニ取リ之ヲ何心ナ
觀レバ

何事ヲ指シテ『宣敷類』ト記入セル

大阪府ハ尾聲警察署長官名記載、
名刺ヲ以テ鶴橋警察署署員ニ宛テシ、山
脇淳ミラ紹介スル名刺タリシヲ確メタリ。

以上、事実見ハ吉川正七現在モ証言スル所ナリ。

(六) 然シテ吉川正七ガ前記、如ク円満奔走中ニモ抱

ワズ西田幸三郎等ヘ及フテ

大阪市東成区生野町表丁目

理髮職 渡辺夫則

鉛筆印

279

大阪市天王寺区勝山通居住

自稱社員

土田七代造

及渡辺夫則、配下ニ名ヲ一味ニ加エ何事ヲ策勵、
模様ニテ円満解決、望ミ無キノト寢カニ池田平
鶴子、意思ヲ確タルニ益々慶業、決意固ク
調拂不能ヲ推察シテ交渉折衝、タル旨ヲ原告
ニ告ゲタリ

(九) 昭和十年十二月大阪市、防空演習燈火管制、

夜、如キ人池田平鶴子保護中、實母宅附近ヲ
氏名不詳者等(三名連じ)徘徊シ屋内ヲ窺フ
等、事實アリ、池田平鶴子ニ於テハ不安ヲ感

ジ一步モ外逃アセズ戰々恐々、恩ヒニテ口、官被告七條警察署署長ニ提出、廢業申請ニ基ヤ娼妓タルノ登録名薄ヨリ削除、完了サル、ヲ待

ト居リタルナリ

原告モ又代理人トレテ池田平鶴、法律上、準備並ニ諸般、届出ラ爲シタレバ被告七條警察署署長ガ遅滞ナク池田平鶴子、登録ヲ削除シ樓主後田ソミガ西田幸三郎ラシテ斯レ不穏極マル擅々、防害手段ヲ封鎖サル、ラ只管侍居タリ
 (手) 然ハル昭和十年十月十四日午后七時遂ニ後田久一、情夫、西田幸三郎及西田峰太郎、指揮、下ニ
 京都市下京区七條北地貸住販賣組合

越頭印

		事務所内
事務員	梅本某	
京都市下京区七條北地内		
販賣組合業者	西田某	
德島縣德島市會所附稅務所前		
自稱北南記者	山脇淳三	
大阪市東成区生野町吉百居住		
理髮職	渡辺夫則	
渡辺夫則既下氏名不詳外二名		
西田幸三郎既下代名不許外二名		
以上十名計畫的大學生因林理髮店方、家屋内丸入シ營業防害、殴打、傷害、暴力行爲		

、限リヲ畫シ公然民衆、自擊櫻裡ヲ自動車
(大三七〇八号)ニテ池田千鶴子ノ意思ニ及シテ
身柄奪取後田ソミ方ニ誘拐レ完全ニ

内務省令娼妓取締規則第六條、

違反、所業ニ出テタリ

右事實、内容顛末ハ被害者岡林嘉太郎ヨリ

弁護士織田熊吉ヲ代理人トレ当該大段

区裁判所検事局ニ告訴平績牛ナレバ

之ヲ略ス

(主) 在審実記載、諸点ニ依而明カナル如ク

被告鶴橋警署署長ガ署員ランテ畜奴樓主
ノ利益ラニ尊重シテ法律ヲ輕視シ保安ヲ見フ

魁強印

セサリシ爲メ西田幸三郎一味ガ原告、代理權ヲ蹊蹕
スル所業ニ出ツルヲ抑止シ得サレナリ。

被告八尾敬言警察署長ハ威權ヲ亂用シ醜類
鬼畜、樓主、手先山賈淳三ノ不法行為ヲ援助
シ原告、代理權ヲ蹊蹕シタリ。

被告七條警署署長ハ原告が代理權ヲ以テ
池田千鶴子ノ廢業ニ關シ最悪モ合併的旦機宣
ヲ得タル方法ニヨリ提出シタル申請書ヲ受理シ乍
徒ニ娼妓名簿削除、完了ヲ遷延シタレバ樓主
後田ソミガ情夫西田幸三郎其他ヲシテ下級警察
署員ト情実ヲ結ビ原告ニ對強説威迫ヲ厚シ
或ハ徒黨ヲ組ミ暴効行爲ヲ敢テ浮シ池田千鶴子

ノ人權ヲ蹂躪シ國法ヲ無視シ擅ナル振舞ニ
ヨリ原告ノ代理權ヲ完全ニ蹂躪シ娼妓取締規
則ヲ大條違反ヲ敢行スルノ機會ヲ供ヘタリ。

被告右三名ガ職務怠慢ヨリ原告が人道上ニ
立脚シ、公序良俗ニ合致スル代理行爲ヲ破壞シ
タルハ被告大阪府知事及被告京都府知事ガ
監督ヲ完行セサルニヨルナリ。

近時公娼制度ハ政府、許サベル後ナリトシテ
内務省官吏之が廢止ヲ具體的ニ準備スル秋ニ当リ
今尚地方警察署員者眞中畜奴樓主ト意心ヲ通じ武ハ
其膝下ニ羅拜シテ樓主等、利益ヲ尊重シ、娼妓
自ラ廢業ヲ願出ツルニ對シテ取調ヲ藉ロシ、説論

ニ名ヲ籍リ避レテ廢業ナントスル窮鳥ヲ、再び
籠中ニ投ぐ之即舊態依然タル奴隸制度ノ推
持タリ我が娼妓取締規則アル限り内務大臣ハ其
主旨勵行ヲ完行セシメルノ責任者タルナリ。

然ニ被告内務大臣後藤文夫ハ官吏暇敷紀律
第一條及第十六條ヲ憚怠し其主旨勵行ヲ完行
セサリシ處メ原告ノ代理行厚ノ權限ヲ破壊ナ
レルニ至リシナリ

依茲ニ本訴及提起候

據証方法

- 甲第一號証ヲ以テ娼妓池田千鶴子ヲ原告ニ對シ
代理權ヲ授與シタルヲ立証ス

一、甲第二號証及甲第三號証ニヨリ 池田千鶴子ガ
被告七條警察署長ニ對レ娼妓稼業慶業、
意思表示ヲ爲シタルヲ立証ス

一、甲第四號証及甲第五號証ニヨリ 原告ガ最モ
合法的ニ且ツ機宣ノ方法ニヨリ代理權ニ基シ
意思表示ヲ爲シタルヲ立証ス

添附書類

- | | |
|-----------|----|
| 一、甲第一號証字 | 吉通 |
| 一、甲第二號証字 | 吉通 |
| 一、右配達證明書字 | 吉通 |
| 一、甲第三號証字 | 吉通 |
| 一、右配達證明書字 | 吉通 |

- | | |
|----------------|----|
| 一、甲第四號証字 | 吉通 |
| 一、甲第五號証字 | 吉通 |
| 一、右配達證明書字 | 吉通 |
| 一、池田千鶴子之略歷及境遇書 | 吉通 |

以上

昭和十年十月二十六日

右 金井鐵之助

大坂区裁判所

秀中

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

甲第一號 証文

事件文

委任狀 講文

私儀

今般 金井鉄之助殿ヲ代理人ト定メ左ノ
權限ヲ委任ス

一 嫦妓稼業廢業ニ關シ法規ニ基ク諸
般、手續及法律上、準備行焉。併
一 京都府下京区七條新地菊屋町幸樓後
因ソミ方竹在、自己所有動産虛介
件

一 前記事件ニ俟シ債權債務ヲ清算シ
相手方ト辨償方法、交換並ニ締約ス

ル、件

一複代理人選定件

在事略付受任者代理權ヲ授與人

昭和十年九月平三日

在

池田平鶴子

(個人署名捺印)

印

事業印

283

甲第二號註寫

娼妓祿業廢業三付登錄名簿削除方之申請

本籍

德島縣德島市堀裏町字土手外

四拾畝番地一拾參

現居所

大蔵方天王寺区河原町一二三番地

金井鐵之助方

空其續檢

户主

代名

池田平鶴子

生年月日

大正五年五月十一日生

廢業申請之趣旨

私儀

京都府古京區七條北花園町幸樓事後田

××才於妓名市丸名乘，娼妓祿業

致レモリ支那事 本日限^マ慶業致シ度
付 嫦妓名薄之書削除相成度此段申請
仕リ矣也

御下附、娼妓稼業鑑札許可証ハ給失致シ
タルモカ目下年元ニ無之発見ニ好カ^メ居、矣ハ
何レ発見次第直^マ御返納イタス可矣條此
儀特ニ申添エ候
私慶業致シヌ^マハ織田四一ナル者ト夫婦
トナリ因滿ナル家庭ヲ歩リ度イヤラテス
織田四一ハ滿洲テ軍功ヲタテ勳章ヲ戴イタ
心正シイ人^マス才五ハ眞実ニ好キ合フ件テス
松ハ織田四一外^マ人才密ヲ取ル事ハ死ンテス

事業印

284

リマシタ而シテ松が今並通^マ稼業^マ續^マテ
形リマシテハ才金ノ爲ニ二人、身^マ破滅トナリ
マス一生、夫ト定^マタ織田ト松ニ歩同階被下^マ
夫婦ト吉士ハ立派^マ家庭ヲ歩リ正^マニ
生活ヲ心掛け^マ人 教育勵諭^マ才示^マ從^マ才^マ
身^マ心^マ修メテ行^マ決心^マテス
之^マ後業^マ主^マアリス
娼妓取締規則^マ從^マ御署^マ大頭致シヌ^マガ
本意^マテス^マ遠隔地^マ居住致^マストニチリマシタ^マト
御署^マ出願^マ途中^マ、慶業行^マ妨害^マ
レル虞^マか相^マ居^マテス

尚^マ私慶業致シヌ^マ付^マ法律上準備

並ニ当原生タル特主、前宿金辨済方法
安渉人 大阪市天王寺区北河堀町一三三 金
井銘之助 假代理ラシテイタダキマス故此
儀食ノ屋申添入

昭和十年九月二日

大阪市天王寺北河堀町一三三

金井鑑之助方

池田平鶴子



京都府七條倅官密署長殿

本件物證契約書第ニ之文書
書面は署名捺印後トシテ左の如きに上記證明人

天王寺郵便局



甲第參號証字

取急ぎ此更に被下さへま
古主人様に斯様な古手紙差しる事陳にたり
すれど車を先づあわび申上けます
無断で大阪を参りすたゞは古主人様に直接お詫
難の事情となりすた車を悲しむす
ゆきうつてものでちわれなかつたかです拂立
人様にとりつゝ勝手に慶業仕合へたまると
立ちあわせう只々あわび申上ひます外はす
車ひす 私も斯様にすますあてに古手紙令共に
すれど三年の年期を四年も勤め後五年で
年期を明之今ヒ乍リ慶業仕合ひ無
いアリサガ一生懸命働いたのにホトト人百鳥も

吉澤

借金が馬鹿の振るは心か暗之在すけかりてす
年が明つても剣備が残つた房又年繼きを
して複業を一とつの人達の身の上を考へ
まとわは心配で卒棒が馬鹿奈之在つたゆ
方。朋輩の中でも以參つていたとい
たゆにさぞ出立腹の事と存へます
廣業させついたトきちの理由は懲言案署
長様に嘘をちりびれ届け一おと
之れから主へ勝手に廣業させついたじく
様にすりすりも借りて其の金子は一おん
拂へませんが必ず此面目立ち暮し一五二
をへ平内職をしてアロクなり傳さう

本業印

お拂ひ一々行く覺悟です
之れに付きす一お拂ひする方法の交渉を
取締め大阪府天王寺区北河堀町一三三番地
金井鋤之助様にお願ひ一すたを終て
私の事は其の方が代理を一とて替ります故
私と恩仇あらず程々幾度ともお願ひ年
とゆきま

先せ取急ぎ方々道知す

切

昭和十九年九月十六日

大阪府天王寺区北河堀町一三三

金井鋤之助方

志雲

字書明證連配

表

書明證連配物便郵 前記郵便物 名前人受取 氏宿取	引受 西野天王寺 直副物 書簡通常 月日	引受 天王寺 番号 二一八
-----------------------------------	----------------------------------	------------------------



書明

縣

七條郵便局

後付

章樓車

天王寺郵

京都府七條村地南庄所

京都府七條村地南庄所

池田平鶴子



章樓車 後付と様

二仲

乃半源へた乞有りす。此ノ所に於て此ノ所に體も
立んむかひ又之も瓶つてり通り麻糸賜
ちで傷えりがエラクナリキ。左近つて損
害をもたります。如何故乃古御解
ク難處を了り願上す。

本郵便物六組
年九月三十日第三十八号
書簡内空證明
郵便局シテ差去シ化下ヲ證明

天王寺郵

天王寺郵

事業印



289

序書明証達

裏

金井之財

池田平定子

通信事務

大阪市天王寺区北河堀町
三三

甲第四號証言

詩角書

金井鐵之助

大坂市天

拜啓昨夜賓署宿官邸タル京都布弓筋七條

新起蘭修所幸權重後因ソミ方格娘嫁タリ

自己、昌支家業半輩由ラ未ベ廢業、音

志ヲ以テ家をシホタル旨ヲ打明シ身ノ旅

方付毛助方急請不之
見

二歩化期樂ホニテ將來ヲ深ク推量ヒツメアル由

既ニ兩人共奪ニ当リテモ女ト身ノ痴弱ヲ傷

卷之二

肺扁書
大坂市天王寺区北河堀町一三三
金井鐵之助
拜啓昨夜貴署管内タル京都布方言七條
新地蘭移所幸櫻平後田ヨミ方格娼妓タリシ
妓名市九事池田千鶴子儀杖者宅ニキナリ
自己ノ娼妓稼業中草由ヲ述ベ度業、意
志ヲ以テ家失シ未タル旨ヲ打明シ身ノ旅
方ニ付テモ助力方懇請有立矣
加フルニ同道、織田四一ナル青年トハ年年
二歩ル則其ホニテ将来ラ深ク譽ヒツ、アル由
既ニ兩人共奔ニ当リテモ女ト身ノ痴弱ヲ傳ミ

288

男の物質的破滅の思ひ心中に行き決意セル。之
に如き得二人死一歩手前でしべ取敢不
届大人於て保護、運心ヲ致矣。
又本届大人宗教上、信念及移行の義、
觀念、基キ公娼廢止ヲ希望シ十数年前ヨリ
之が廢止運動ヲ續ケ生徒、僚ヲ著述、口演等
者ニ熱意ヲ以テ終始致所ル者ニ至ヘバ陸ツテ
今圓池田平鷗子、最顧ヲ容レ委任在リタル
付キ娼妓稼業廢業、開スル諸般ノ事績及
法律上、準備代理應接致可矣。
尚池田平鷗子對抗後因ソミ当事者向
債務關係付テ毛田本人ヨリ返済方法、交渉
、

事業印

二及存念ニ及

附記

貴署ニ於て池田平鷗子ニ對スル行政上、特
用件相之場合、元住地所轉署タル大陽府天
王寺警察署工部首領移牒相成度、直接受本人
借用件、均合人届大人方工御申題被度此段
便宜傳、届矣也。

昭和年九月平六日

右角之

金井鐵之助

京都府立修驗警察署長殿

甲第五號証書

授任權之基ノ通知書

大阪市天王寺区北河堀町百貳拾參番地

池田千鶴子代理

通知人

金井鐵之助

京都府下京区七條新地萬屋町

被通知人

後田ヨミ

通知之要旨

今般被通知人挖娼タルシ 池田千鶴子通知人

ヲ自粛ニ訪問致シ娼妓稼業廢業方付テ道

知人ニ對シ添附委任状寫記載ノ代理行為委

有之矣

茲ニ民法第二節「意思表示」第九十七條ニ基キ

本票印

授仕權確立ノ爲及通知矣

一
妻上婦女子ハ藝娼妓ニアル時ハ其ノ抱士ヨリ予額、
金員償戻タルヲ通例トス。其ノ場合債務辨済方
法ハ債務者ニ取リテ甚グ偏重アル條件ヲ含ミ
或ハ後日事故發生ノ備ニ使用スベタ白紙委任狀
導ラ取上ゲ置キ法的知識ナキ婦女子ニ不当ラ様
ル事アルノモ公娼制度ニ於ケル實際ナリ
付テハ池田平鶴子が被通知人ニ金員前備セシ際、
被通知人ニ於テ同人ニ署名捺印セキル白紙委任
狀如キヲ交附ナシメ保管セラレルメモ計難矣、モ
該白紙ニ被通知人が勝手ニ文言記入シテ使用
セラレル事ハ絶對御断申矣

本葉印

271

尚地因平鶴子が被通知人方ニ置キ志レタル印鑑
及所持動産ヲ勝手ニ使用シ或ハ賣分スル事ニ
絶對御断申矣

三
池田平鶴子對被通知人当事者間ニ於レ前備残金
其他債務辨済方法目下擅々協議中ニ付、池田平
鶴子、前備高及就業以某、稼業價却高、別備金
等明細承知仕度度支付御計算、上明細書ヲ至急
通知人手元ニ御送附相成度此段及通知矣

昭和十年九月二十七日

大阪市天王寺区北河堀町一二三
金井鐵之助

京都府京都市條北地蘭居所

配達證明書
表

郵便物配達證明書					
要項	名所	受取人	郵便局	番號	引受
	天王寺	天王寺	書留通常	二一九	
			引受		番號
			一〇年九月廿六日		
前記郵便物、一〇年九月廿七日配達候					
七條警察署長 七條郵便局 10.9.27 108-12 了候					

章樓後園ノミ殿
太郎便物八號 一〇年九月二十六日第三十九号 當出付候 郵便局 天王寺 10.9.26 108-12 了候
事業印

292

字書明證達配

表

10.9.28

書明證達配物候郵	
發送人 名 姓 氏 宿	取 郵 局 名 稱 性 別
天王寺	引受 名 姓 氏 性 別
書留通常	郵 局 名 稱 性 別
月 日 年 月 日 年	三 一 九
前款郵便物之贈送者年月日 前款郵便物之贈送者年月日	

七條郵便
10.9.28
10.9.4

字書明證達配

裏

通信事務

大陽市 天王寺区北河堀町二二
金井 錄之郎

池田千鶴子
殿

283

配証明書

裏

大野天五郎北酒場印

金井経三助
敬文

通信事務

参考書

略歴及遭遇

原籍

徳島縣徳島市堺裏町字土手外

四十四番地、松谷

产主

池田千鶴子

当三十三年

右記由千鶴子ハ三十ニテ寅父計治ニ死別シ實
母金リニ若カリシ海ノ婚嫁ト協議ノ上実家ニ帰リ後
ハ尊ラ祖父母、手ニ養ヘレ稱長シテ山陽屋三治見
トナリシハ祖父母死亡、爲メナリ

山陽屋三治見トナリモ義務教育終了ト同時
ニ藝妓見習トナリ後酌婦トナリテ徳島市内ヲ
轉々ス十七オニテ九百金ヤ、前借金ヨリ富山

294

吉宗
詩

縣ニ身賣シ、昭和年十九才ニナリ、千四百紙也、前借金ニテ現在、京都七條皆地、後田ツ之方ニ住替、娼妓稼業ニ就ク。

右、前借金ハ未タ後見人山賜淳三、酒色ニ費消サレタルナリ、山賜淳三、奉行修マラサル男ナリシト。

前記ノ如ク池田千鶴子ハ、亡籍上單身者ナリ、娼妓トナルニハ、娼妓取徳規則第3條五項ニ基キ、實母、承諾ヲ要ス可キヲ、詐欺不正、徒輩ガ築謀シ、虚偽、虚出ニテ、娼妓ト厚ス。實母ハ昭和十年六月漸々池田千鶴子ガ娼妓移業中ナリシ事實ヲ知リテ大ニ驚愕セリト。

勘定印

千鶴子娼妓トナリ、昭和四年同人美人十レバ漂客頻リ、毎月四百紙前後、花代金ヲ賣上ゲ、毎年四千紙以上、五代ヲ上ケ、満三年過ケル現在ニ至リ、樓主、收得セレ利益金ハ、壹万數千紙ナル可シ、而ヒテ千四百紙ヤ、前借金ハ既ニ皆済サレテ、居ニ可キ筈ヲ現在別途債務ヲ保テ八百紙ヤ、前借金現存スル由。

右ハ樓主ト娼妓間、經濟關係ニ付テ考慮ヲ要スル点十レバ、本人ヲ仔細ニ質セニ、樓主惡辣板リ暴露セリ、同樓ハ娼妓ガ所室、檢徵ニ疾病ヲ發見セラレ、在立人及病院ニ収容サレ、休業スル場合ハ、損害金トシテ、計二千錢、家計上シテ、娼妓、債務

附加スルヲ始メトシ、娼妓女ノ金ト稱スル不当、
債務附加サレルヲ嫌イ 檢徵期日近シ 身体ニ故
障アル模様ヲ知ルヤ 樓主結託シテ 御里若クバ

観元ト意ヲ通シ(観病氣席レ)等、偽リノ電報
ヲ打電セリメ 同業組合ヲ通シ 休業帰郷スル
如キ虚偽、届出ヲ以テ官署ヲ瞞着、表面休業

書、熊ヲ縛ヒ 実際ハ稼業ヲ窓ガカニ行コト
而シテ疾病ニ付テハ市井、医師ニ診療受クル
爲メ医療費常ニ予額ヲ要レ 債務減ヅハ困

難ナクト 以上ハ 池田千鶴子述懐スル發ナリ。

斯如娼妓所堂ノ檢徵期日ヲ巧ニ際ケ疾病ヲ
隠シテ 稼業ヲ償リスル脱法行為アリトセバ

所轄七條教諭察署、監督在ルハ有名無實ナリ。
其社會的影響モ又甚レト云フ可シ

斯ク 清田千鶴子ガ幼少ヨリ 寶父母、恩愛ヲ知ラズ育
チ 社會、暗黒面ニ於テ 醜類鬼畜、樓主ニ
甘ウカナル事多シ、寶母哉情トハ方手ヲ盡
徳島縣保安課并御革儀林レ

サレツ、アリタリ。

一方寶母幾重ハ之ヲ知ラズ 千鶴子ノ所在ヲ尋ニ
テ八方ニ手ヲ盡シ 係籍也ハ元ヨリ
徳島縣保安課工調査ヲ懇請セし事ニアリ
支年身上ヲ案ビテ 暮レ漸ク本年六月 千鶴子ガ
前記七條教諭地ニ於テ 苦衷ニ呻吟スル所在ヲ知リ

夫 固林嘉太郎ニ保レシ該後田ミミ方ヲ詠同レ生別
以来三年絶ヘフ久キ 淡ク對面ヲセナリ。

籠、鳥千鶴子三取リ實母、出現ハ也。所謂

眞、毎ニ巡リ會ヒ暗夜ノ海上ニ燈ヲ發見せん思ヒ

シテ夢見ル心地ニ打キレ又實母聲花サリト

今田源内千鶴子娼妓廢業ヲ決意、骨肉恩愛

至シ難ク樓主、麿手ヲ避シテ實母、懷入りレモ

國法ヲ無視シタル樓主、手ニ再び捕ル

廢業、意思果サレバ再び彼等ニ身ヲ委ネル

ニ至クレ悲惨ナル千鶴子ノ將來ヲ想フ時、肌ニ

粟ノ生ズル鬼シテ慄然トスルナリ

以上

勧業印

大阪區裁判所

東京市
内務省

内務大臣後藤文夫殿

297-1